

別紙1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

(1) 水底土砂のしゅんせつ区域と試料採取位置

しゅんせつ区域は鹿児島県鹿児島郡十島村に存する小宝島港（地方港湾）の図1に示す区域であり、しゅんせつする土砂が「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第209号。以下、「政令」という。）」で規定する基準に適合しているかどうか確認するための土砂試料採取位置は、図1のとおりである。

(2) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査について、試料採取を行った地点を図1に、分析結果を表2-1～表2-3に示す。

試料採取地点は6地点である。これらは以下に示す理由により、しゅんせつ区域の土砂の特性を代表するものと考えた。

港湾内にあるしゅんせつ区域が閉鎖的な海域であるため、「底質調査方法（平成24年8月環境省水・大気環境局）」の「河川・水路」を対象とした調査地点の設定方法（50m間隔の均等配置）をしゅんせつ区域内のNo.5及びNo.6に適用した上で、しゅんせつ区域内の形状及び潮汐による水底土砂の表出の影響を考慮し、一般水底土砂の特性の把握のために6地点（うち3地点は本申請対象範囲外であるが底質状況の把握のために採取した。）をしゅんせつ区域内の水平方向を代表する底質として採取した。また、No.5及びNo.6の2地点については、鉛直方向の底質の特性を把握するため、しゅんせつ深-6.0m（余掘を含む。）まで50cmごとに試料を採取した。

試料採取地点を表1に整理した。

表1 試料採取地点

採取地点	地盤高	しゅんせつ水深	採取層及び層数
No.2 (干潮時表出箇所)	+3.0	-6.0m	No.2 表層 計1層
No.5 (50m間隔均等配置)	-5.3		No.5 表層 No.5'-1 -5.3~-5.5m層 No.5'-2 -5.5~-6.0m層 計3層
No.6 (50m間隔均等配置)	-4.0		No.6-1 表層 No.6-2 -4.0~-4.5m層 No.6-2 -4.5~-5.0m層 No.6-2 -5.0~-5.5m層 No.6-2 -5.5~-6.0m層 計5層
No.1	+3.0	本申請対象範囲外 (底質状況の把握のための採取地点)	No.2 表層 計1層
No.3	-3.0		No.2 表層 計1層
No.4	-4.0		No.2 表層 計1層

以上の方法により試料採取を実施し、水平方向及び鉛直方向の土砂の性状を把握したことから、分析結果がしゅんせつ区域全ての水底土砂の代表性を有しているものと考えた。

採取試料の判定基準への適合状況について、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号。以下「省令」という。）」により定める水底土砂に係る判定基準（全34項目）に照らし合わせて確認した結果、表2-1～表2-3に示すとおり、全ての試料採取地点における全判定基準項目の値が省令に定める判定基準値未満であった。

また、小宝島港は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項第1号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域の指定（昭和48年環境庁告示第18号）」による指定水域（①港則法施行令（昭和40年政令第219号）別表第1に掲げる田子の浦港の区域、②愛媛県三島港防波堤灯台から224度850mの地点、同地点から310度1,750mの地点、愛媛県川之江港西防波堤灯台から28度4,070mの地点及び同地点から130度2,020mの地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに金生川最下流橋下流の河川水面）に属しないことから、しゅんせつ区域内の水底土砂は「指定水底土砂」に該当しない。

したがって、しゅんせつにより発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

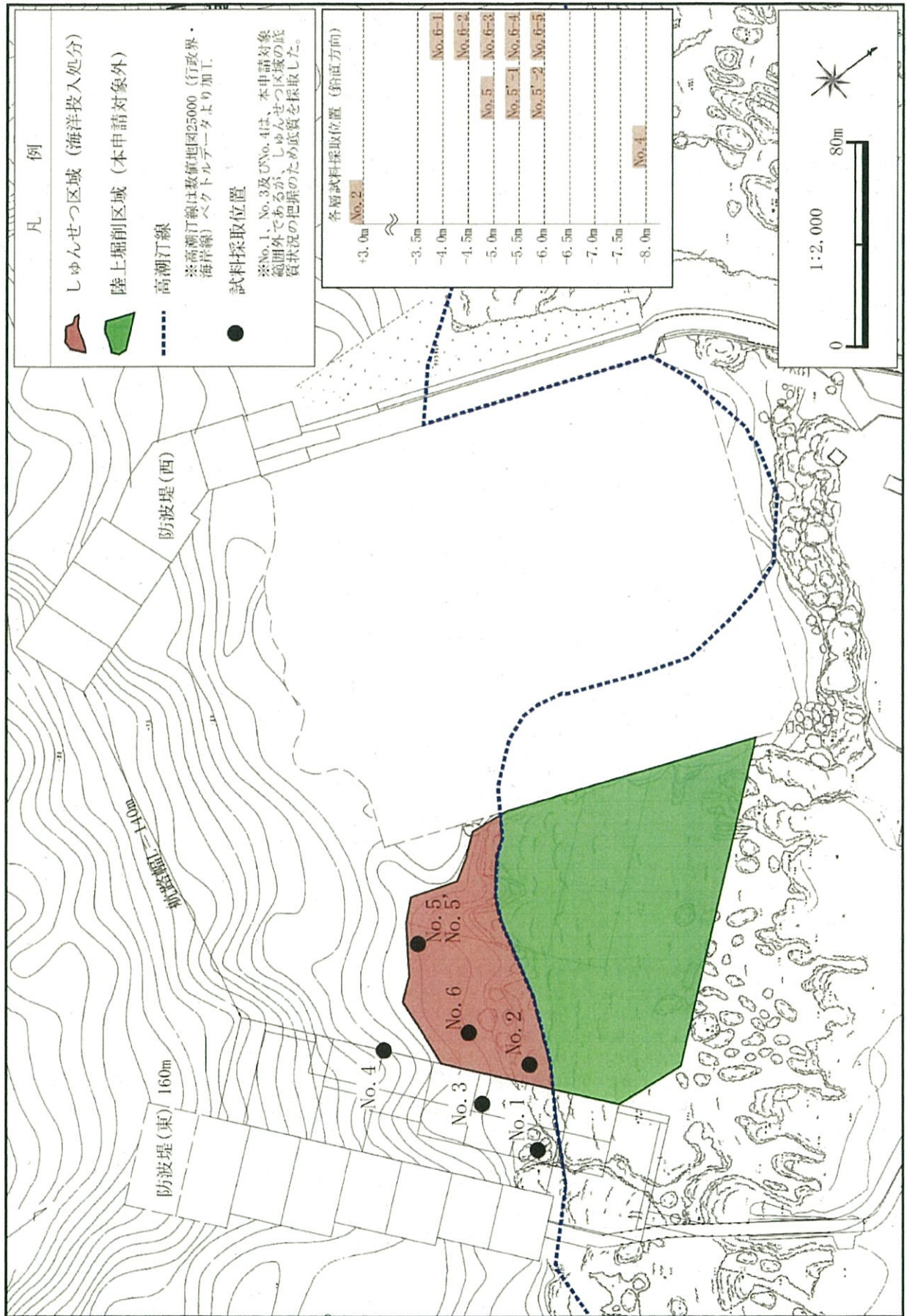


図 1 土砂試料採取位置

表 2-1 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (その1)

(試料採取日 2016年4月23日)

調査項目	単位	試料採取地点				判定基準値	判定
		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されず (0.0005未満)	検出されず (0.0005未満)	検出されず (0.0005未満)	検出されず (0.0005未満)	検出され ないこと。	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4.0 未満	4.0 未満	4.0 未満	4.0 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	0	0	0.053	10 以下	○

注) 1 判定基準 (「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号))
 2 「検出されないこと。」とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号)第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 検出されずの()書きの値は定量下限値を示す。

表 2-2 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (その 2)

(試料採取日 2016年4月23日 : No. 5)

(試料採取日 2017年2月19日 : No. 5'-1、No. 5'-2、No. 6-1)

調査項目	単位	試料採取地点				判定基準値	判定
		No. 5	No. 5'-1	No. 5'-2	No. 6-1		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されず (0.0005 未満)	検出されず (0.0005 未満)	検出されず (0.0005 未満)	検出されず (0.0005 未満)	検出され ないこと。	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4.0 未満	4.0 未満	4.0 未満	4.0 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	0.0016	0.0069	0.00020	10 以下	○

注) : 1 判定基準 (「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年総理府令第 6 号))

2 「検出されないこと。」とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年総理府令第 6 号) 第 4 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 検出されずの () 書きの値は定量下限値を示す。

表 2-3 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (その 3)

(試料採取日 2017 年 2 月 19 日)

調査項目	単位	試料採取地点				判定基準値	判定
		No. 6-2	No. 6-3	No. 6-4	No. 6-5		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されず (0.0005 未満)	検出されず (0.0005 未満)	検出されず (0.0005 未満)	検出されず (0.0005 未満)	検出され ないこと。	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4.0 未満	4.0 未満	4.0 未満	4.0 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0028	0.000058	0.12	0.010	10 以下	○

注) : 1 判定基準 (「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年総理府令第 6 号))

2 「検出されないこと。」とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年総理府令第 6 号) 第 4 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 検出されずの () 書きの値は定量下限値を示す。